自転車指導啓発重点地区・路線（市川警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ➢ 遮断された踏切への立ち入り
- ➢ 通行区分を守らない
- ➢ 並進走行
- ➢ 傘差し・スマホ・イヤホンなどのながら運転

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　**自転車は、車道通行が原則！**

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2　**歩道は、歩行者優先！**

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3　**「止まれ」では確実に一時停止を！**

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

自転車事故発生状況（H30～R4）

区分	市川警察署管内	
		重点地区
発生件数	1248	34

（件）

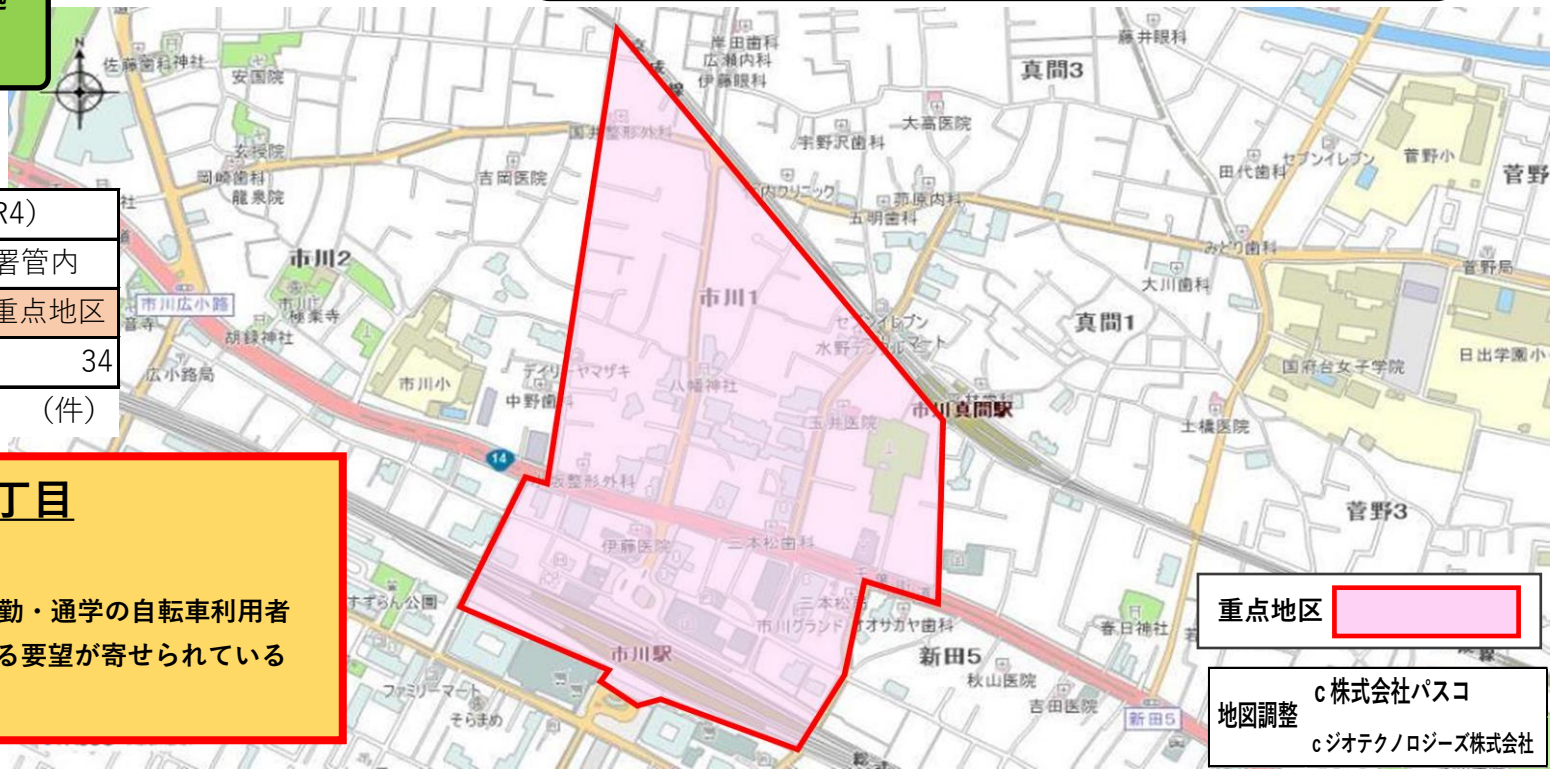

【重点地区】　市川１丁目

➢ **選定理由**

JR市川駅の北側地域であり、通勤・通学の自転車利用者が多いほか、自転車マナーに関する要望が寄せられているため。

自転車指導啓発重点地区・路線（市川警察署）

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- 遮断された踏切への立ち入り
- 通行区分を守らない
- 並進走行
- 信号無視
- 傘差し・スマホ・イヤホンなどのながら運転

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1　自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2　歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3　「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車事故発生状況（H30～R4）		
区分	市川警察署管内	
		重点地区
発生件数	1248	31
		（件）

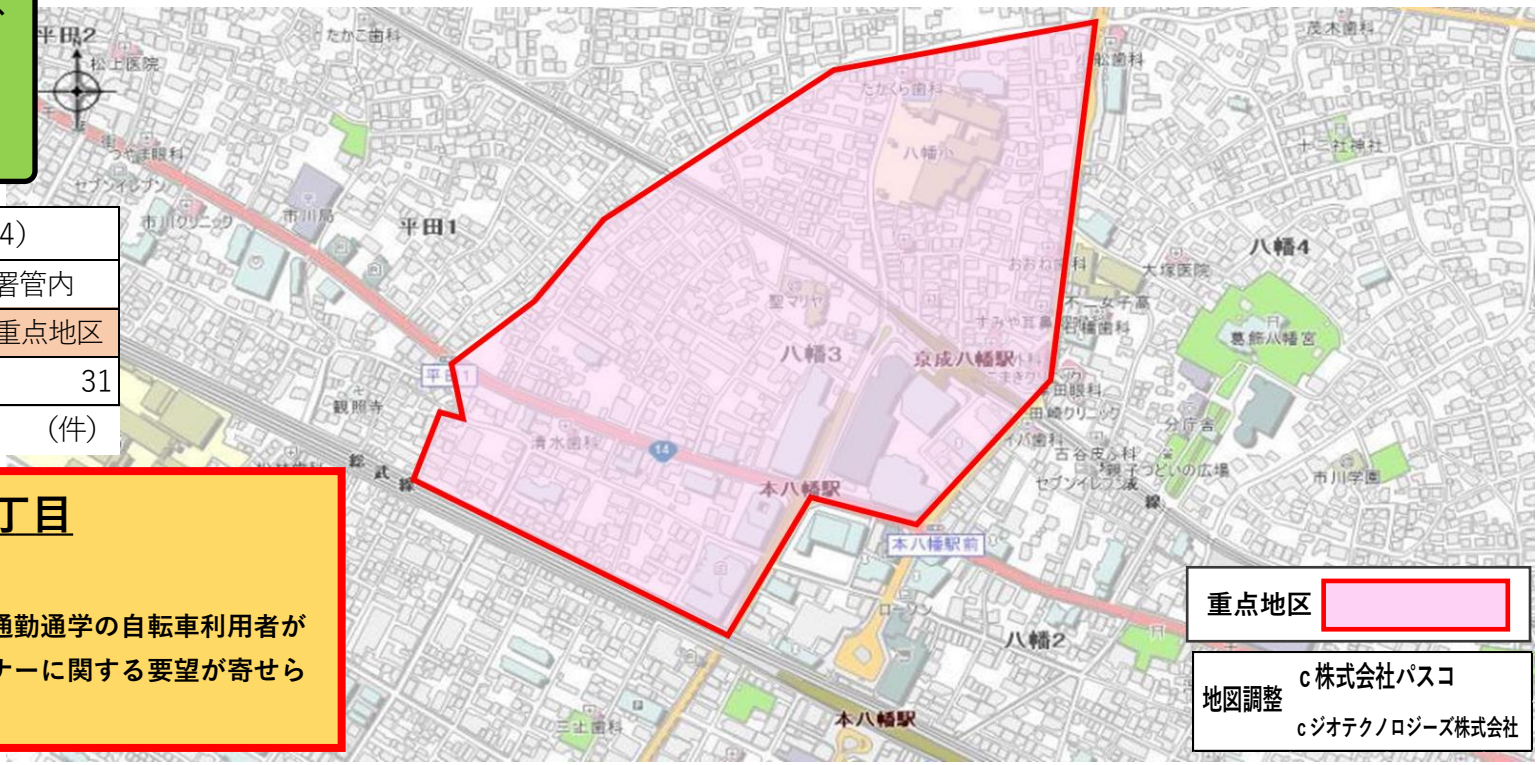

【重点地区】　八幡３丁目

➢ 選定理由

京成八幡駅の周辺地域であり、通勤通学の自転車利用者が多いほか、駅に向かう自転車のマナーに関する要望が寄せられているため。